

注意喚起情報

■お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険であり、お申込みの撤回など（クーリング・オフ）の適用はありません。

■告知について

- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。
- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金などをお支払いできないことがあります。
告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。なお、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなる場合があります。
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことになりません。加入者ご自身がアクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、請求内容などについて確認させていただく場合があります。

■効力発生日（責任開始期）について

- 加入申込日（告知日）と効力発生日（責任開始期。以下同じ。）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。
- 生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができません。

○お支払事由に該当しない場合

- 効力発生前の傷害または疾病を原因とする場合など
（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）
・効力発生前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

○免責事由に該当した場合

- 効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金など受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合
（災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金）
 - ・契約者または加入者の故意または重大な過失
 - ・加入者の犯罪行為
 - ・加入者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火、または津波
 - ・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金など受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただけます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■払戻金について

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

- 保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。
- お支払事由、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
（ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/>）
- 保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)